

横浜港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成30年12月

横浜港港湾管理者

横 浜 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成26年 9月 横浜市港湾審議会
- ・平成26年 11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年 6月 横浜市港湾審議会
- ・平成27年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年 7月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成29年 11月 横浜市港湾審議会

の議を経た横浜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 旅客船埠頭計画	2
2 臨港交通施設計画	2
港湾の環境の整備及び保全	3
1 港湾環境整備施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地利用計画	4
その他重要事項	5
1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	5
(1) 橋梁の桁下空間の確保	5

変更理由

- 1) 内港地区（新港地区）において、港内における水上交通及び大型ヨット等の寄港の需要に対応するため、旅客船埠頭計画を変更する。
- 2) 内港地区（中央地区及び新港地区）において、港内の交通の円滑化及び周遊性、親水性の確保のため、臨港道路及び橋梁の桁下空間を計画する。これに伴い、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 3) 金沢地区において、港湾における交通の円滑化を図るため、臨港道路を計画する。
- 4) 本牧ふ頭地区において、コンテナターミナルと一体的に機能する高度な物流拠点に進出する企業の要請に対応するため、臨海部物流拠点の形成を図る区域内の臨港交通施設計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 旅客船埠頭計画

1-1 内港地区（新港地区）

港内の海上交通網の充実及び大型ヨット等の需要の増大に対応するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

小型棧橋 1基 [新規計画]

2 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾の各施設を結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

2-1 道路

臨港道路ハンマーヘッドパーク連絡線（歩行者専用） [新規計画]

起点 新港ふ頭客船ターミナル

終点 ハンマーヘッドパーク

臨港道路みなとみらい連絡線（歩行者専用） [新規計画]

起点 臨港パーク

終点 新港パーク

臨港道路横浜ベイサイドマリーナ連絡線（歩行者専用） [新規計画]

起点 鳥浜・マリーナ歩道橋

終点 横浜ベイサイドマリーナ地区

臨海部物流拠点の形成を図る区域内的臨港道路

[既定計画の変更計画]

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るための港湾環境整備施設について、内港地区において臨港道路を整備するため、以下のとおり計画を変更する。

内港地区（中央地区）	緑地	15ha	[既定計画の変更計画]
（新港地区）	緑地	18ha	[既定計画の変更計画]

既定計画			
	内港地区（中央地区）	緑地	15ha
	（新港地区）	緑地	18ha

土地造成及び土地利用計画

内港地区（中央地区及び新港地区）において、港湾施設の計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位：h a

地区名 \ 用途		埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	交流厚生用地	海面処分用地	合計
内港地区	中央地区	(4) 4	(13) 13		92	(5) 5	(15) 15	(2) 2		(39) 132
	新港地区	(3) 3	(12) 12		9	(6) 6	(18) 18	(6) 6		(45) 54

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

既定計画

単位：h a

地区名 \ 用途		埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	交流厚生用地	海面処分用地	合計
内港地区	中央地区	(4) 4	(13) 13		92	(5) 5	(15) 15	(2) 2		(39) 132
	新港地区	(3) 3	(12) 12		9	(6) 6	(18) 18	(6) 6		(45) 54

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

その他重要事項

1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

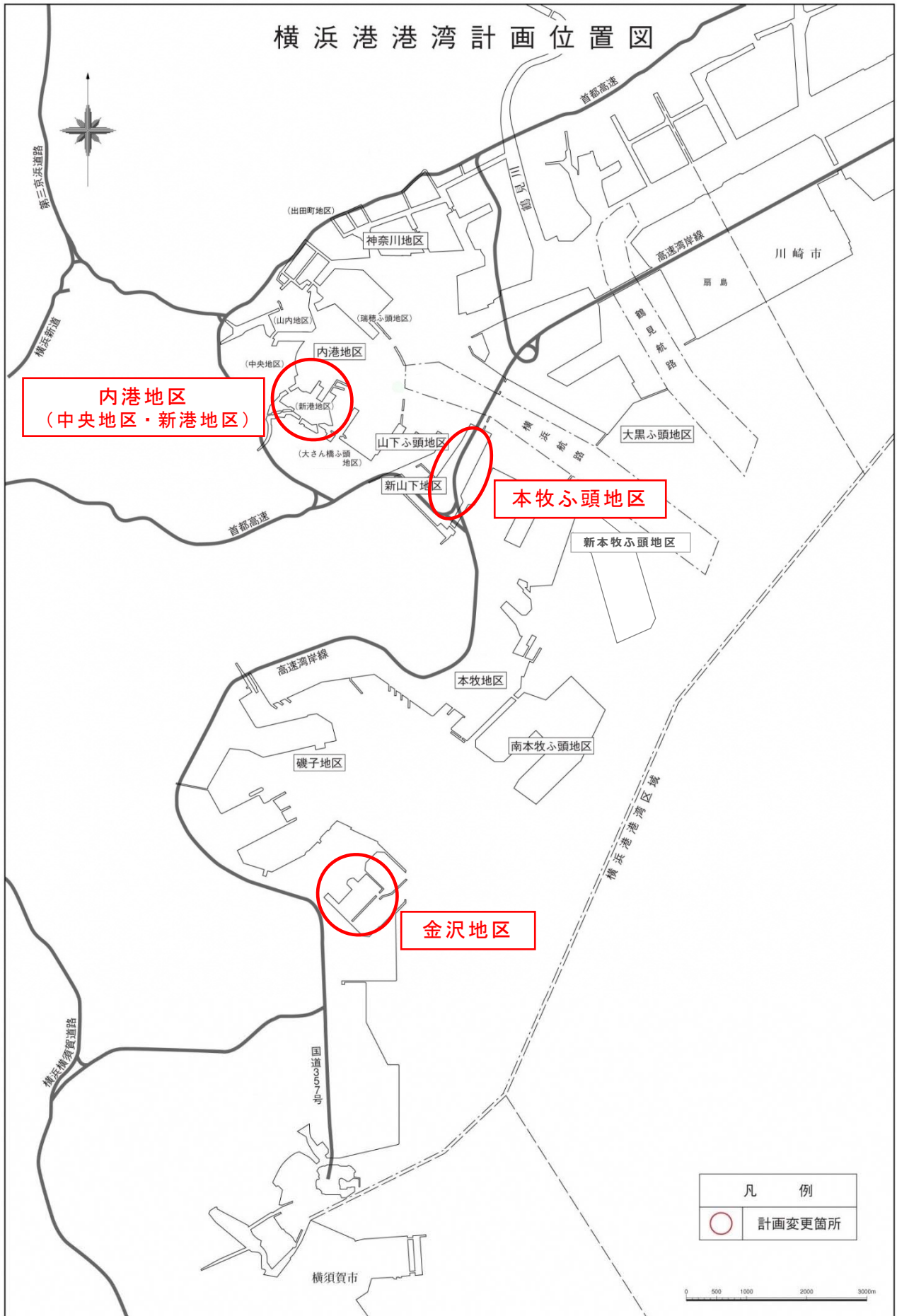
(1) 橋梁の桁下空間の確保


港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

橋梁名	確保する桁下空間
みなとみらい連絡橋（仮称）	中央部 幅 6 5 m 高さ N. H. H. W. L. + 2. 75m

注) N. H. H. W. L. は略最高高潮面であり、横浜港工事用基準面 Y. P. +2. 75m を零位とする。

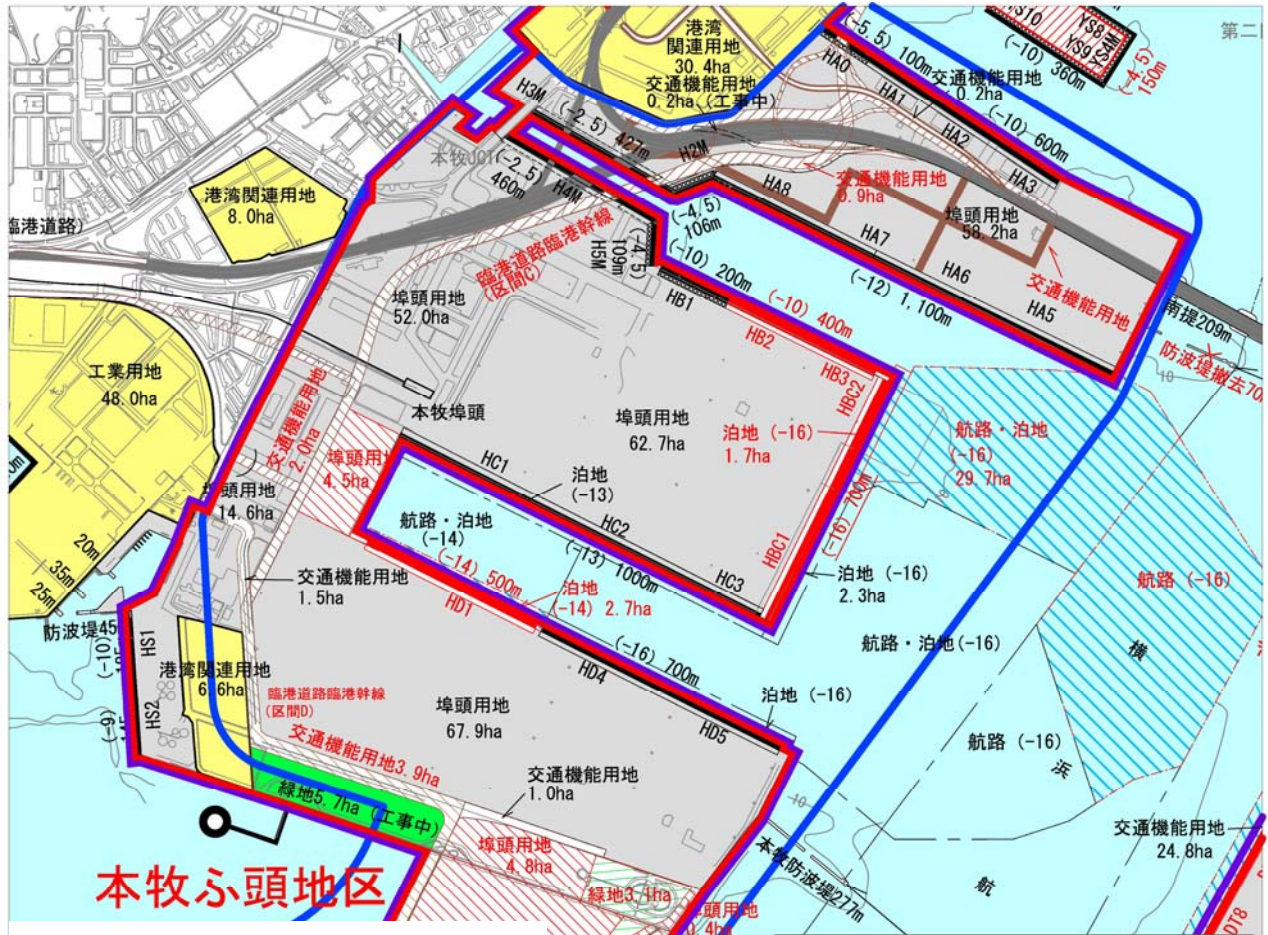
横浜港港湾計画位置図



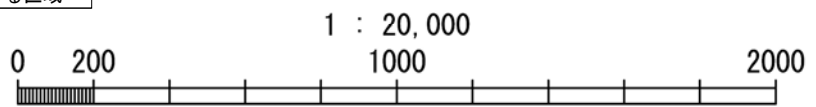
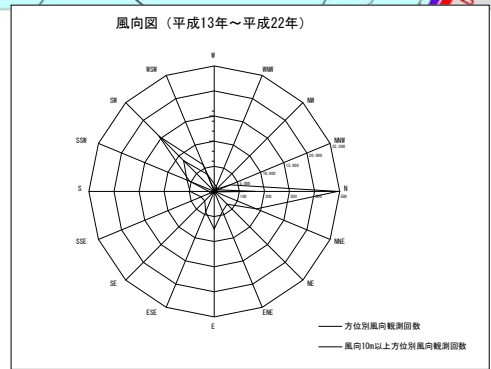
凡 例	
	計画変更箇所

0 500 1000 2000 3000m

横浜港港湾計画図 〔本牧ふ頭地区〕



凡 例	
	航路・泊地 (既 設)
	航路・泊地 (既定計画)
	防波堤 (既 設)
	防波堤 (既定計画)
	公共岸壁 (既 設)
	公共岸壁 (既定計画)
	公共岸壁 (幹線貨物輸送用) (既定計画)
	公共物揚場 (既 設)
	物資補給岸壁 (既 設)
	魚釣さん橋 (既 設)
	埠頭用地 (既 設)
	埠頭用地 (既定計画)
	緑 地 (既 設)
	緑 地 (既定計画)
	交通機能用地 (既 設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既定計画)
	交通機能用地 (臨港道路) (今回計画)
	その他用地 (既 設)
	効率的な運営を特に促進する区域
	臨海部物流拠点の形成を図る区域
	効率的な流通業務を特に促進する区域



横浜港港湾計画図 〔金沢地区〕

